

議案第66号

財産を無償で貸し付けること（弓浜がすり伝承館）について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	境港市麦垣町字蔵本灘86番2	2,764.26平方メートル
建 物	”	523.28平方メートル

2 相手方

境港市麦垣町86番地

鳥取県弓浜緋協同組合

3 貸付期間

平成25年11月1日から平成30年3月31日まで

4 理 由

県有財産の有効活用を図るとともに、伝統的工芸品である弓浜緋について鳥取県弓浜

耕協同組合が産地維持を図るために行う伝統技術の伝承及び普及啓発の活動の用に供するため、同組合に土地及び建物を無償で貸し付けようとするものである。